スタート

戦没者等の死亡当時のご遺族ですか？

支給対象者は、戦没者等の死亡当時既に生まれていた方に限ります。
ただし、子については、戦没者等の死亡当時に胎児だった場合も含まれます。

いいえ → 対象となりません

はい

令和７年４月１日時点で、順位が一番先のご遺族お一人に支給されます。

▶同順位の方が複数いる場合は、代表して請求する方をお一人決めてください。
▶令和７年４月１日時点で、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金等を受けていない方）がご生存されている場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

戦没者から見たあなたの続柄

① 子 ですか？
- はい → 対象の可能性があります
- いいえ ↓

② 父母 / 孫 / 祖父母 / 兄弟姉妹 ですか？
- はい → 上記①の対象者がいる
  - はい → 対象となりません
  - いいえ ↓
- いいえ ↓

② 次の順位で対象の可能性があります。
1. 父母
2. 孫
3. 祖父母
4. 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計関係、改氏婚、養子縁組の有無等により、順番が入れ替わります。

③ 上記以外の三親等内親族（甥、姪等） ですか？
- はい → 上記①または②の対象者がいる
  - はい → 対象となりません
  - いいえ ↓

戦没者等と一年以上生計関係を有していた
- はい → 対象の可能性があります
- いいえ → 対象となりません

令和7年度 島根「ふるさと」看護奨学金貸与生募集

■Uターン枠
〈対　象〉県外の看護師養成施設（准看・通信制除く）に在学し、将来、島根県内で**看護師**の業務に従事しようとする方
〈貸 与 額〉60万円（在学中1回限り、一括貸与）

■過疎・離島枠
〈対　象〉保健師、助産師、看護師または准看護師の養成施設に在学し、将来、島根県内の過疎地域・離島で看護職員の業務に従事しようとする方
〈貸 与 額〉60万円（在学中1回限り、一括貸与）

■助産師枠
〈対　象〉助産師養成施設に在学し、将来、島根県内で助産師の業務に従事しようとする方
〈貸 与 額〉60万円（在学中1回限り、一括貸与）

※募集人数は、全枠合わせて50名です。
※**申込締切は、令和7年7月16日（水）（当日消印有効）**です。
※所定の期間、県内の指定医療等で勤務した場合には、奨学金の返還が免除されます。

■お問い合わせ先
島根県健康福祉部医療政策課
看護職員確保スタッフ
☎0852-22-5613

詳しくはこちら▼

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金（第 12 回特別弔慰金）のご案内

■支給対象者

令和 7 年 4 月 1 日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和 7 年 4 月までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の　①父母　②孫　③祖父母　④兄弟姉妹
   ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記 1 ～ 3 以外の戦没者等の三親等内の親族（甥・姪等）
   ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面 27 万 5 千円、5 年償還の記名国債
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■請求期間

令和 10 年 3 月 31 日まで
※令和 10 年 4 月 1 日以降は第 12 回特別弔慰金の請求ができなくなります。

■請求窓口

西ノ島町役場　健康福祉課　☎ 08514 - 6 - 0104

■特別弔慰金支給対象者早見表（14 ページ）の見方

質問に該当する場合は「はい」、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。
支給対象の可能性がある方は、役場 健康福祉課（☎ 08514 - 6 - 0104）にご連絡ください。

※ この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もありますので、役場健康福祉課にご相談ください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課（電話：08514 - 6 - 0104）

マチイロ
マチを好きになるアプリ
App Store からダウンロード
ANDROID アプリ Google play

発売期間：7月11日（金）～8月11日（月）
この宝くじの収益金はまちづくりのために使われます。
お買い求めは島根県内の販売所でご購入ください。
宝くじ公式サイトからも購入できます。
（公財）島根県市町村振興協会